

障害者5000人解雇、退職

就労事業所329カ所閉鎖

全国調査

障害者が働きながら技術や知識を身に付ける就労事業所が今年3～7月に全国で329カ所閉鎖され、働いていた障害者少なくとも約5千人が解雇や退職となったことが13日、共同通信の全国自治体調査で分かった。障害者の年間解雇者数の過去最多記録は約4千人。退職者を含むものの、わずか5カ月でかつてない規模になっている。公費に依存した就労事業所の経営改善を促すため、国が収支の悪い事業所の報酬引き下げを2月に発表、4月に実施したことが

主な要因。選別の結果といえるが、利用者への通告が直前だった例もあり、動揺が広がっている。閉鎖は今後も増える。自治体やハローワークなどの丁寧な支援が求められる。閉鎖が相次いでいるのは「就労継続支援A型事業所」。障害者と雇用契約を結び、最低賃金以上を支払った上で生産活動や職業訓練をする。全国に約4600カ所あり、精神、知的障害者を中心に8万人強が働いている。調査は7月に都道府県政令指定都市、

中核市の計129自治体を実施。全てから回答を得た。A型事業所が閉鎖（廃止）されると利用者は原則、解雇となるが、自主退職などの例もあるとみられる。事業所が各自自治体に廃止届を出した時点の利用者数から解雇・退職者数を集計すると、4995人だった。人数を把握していない自治体があるほか、事業所に伴う解雇・退職は調査していないため、実際にはもっと多いとみられる。閉鎖329カ所のうち4割強は、最低賃金が適用されないB型事業所に移行。この場合も利用者はA型を解雇や退職となるが、B型で働き続けることはできる。ただ、収入は減る可能性がある。そのほか、厚労省によると、データがある1999年度以降で障害者の年間解雇数（企業なども含む）が最も多かったのは、2001年度の4017人だった。2面に関連記事

閉鎖が相次いでいるのは「就労継続支援A型事業所」。障害者と雇用契約を結び、最低賃金以上を支払った上で生産活動や職業訓練をする。全国に約4600カ所あり、精神、知的障害者を中心に8万人強が働いている。調査は7月に都道府県政令指定都市、

就労継続支援A型事業所 障害者総合支援法に基づき就労支援事業の一つ。一般企業で働くのが難しい障害者を対象に雇用契約を結び、働く場を提供する。原則として最低賃金以上を収益から支払う。職種は事務や清掃、製造、クリーニングなど。事業所は国から障害福祉サービスの報酬（給付金）や雇用保険の助成金を受け取れる。厚生労働省によると、利用者の約5割が精神、約3割が知的、残りのが身体障害者。障害が軽めの人が多い。平均賃金は2021年度で月約8万2千円。

「就労継続支援A型事業所 全国協議会」の久保寺一男理事長の話。報酬引き下げの影響は予想していたが、解雇や退職が約5千人というのは思ったよりかなり多い。良い事業所があったのは確かだが、今回の国の対応は仕方ない。ただ、もう少し緩やかなやり方でもよかった。事業の収益で賃金を賄っていない事業所が報酬引き下げの対象になったわけだが、真面目に経営している人も収支が厳しい場合がある。例えば、障害が重い人を労働者として処遇しようと、頑張って受け入れているケースなどだ。まっとうな事業所も影響を受けていないか、国は検証して次回の報酬改定で考慮してほしい。

一方的に閉鎖通告困惑も

少なくとも全国で約5千人の障害者が解雇や退職となった「就労継続支援A型事業所」。一部では事業所が一方的に閉鎖を通告し、利用者が困惑するケースも出ている。自治体は事態を追い切れておらず、福祉と労働行政の縦割りの壁になっている。

障害者大量解雇

理由の説明なく

「もうちょっと早く言ってくれればよかった」。軽知的障害がある大阪府の男性(24)は、そのようにぼそりとした。5月末で閉鎖する「とスタ」から聞かされた。男性は約5年間、府内のA型事業所でホテル清掃やチラシ配りの仕事に従事。利用者は約30人いた。月約10万円の賃金を得ていたが、今年4月下旬、突然「5月末で閉鎖する」とスタッフから聞かされた。

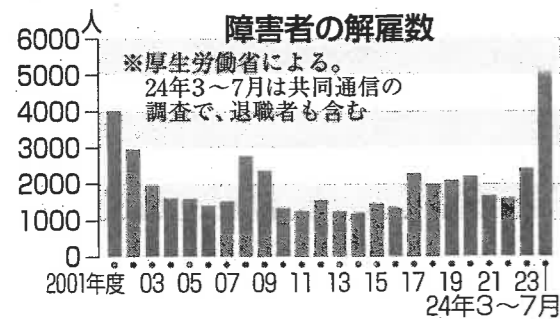


以前も問題に

A型事業所の大量解雇は、今回が初めてではない。以前は国の報酬や助成金で利益を上げられる構造だったため、営利目的の事業者が次々と参入。悪質な事業者を排除するため、厚生労働省が2017年に報酬の支給要件を厳格化した際も、岡山県などで閉鎖が相次ぎ、社会問題となった。ただ、その後も賃金の低いA型

A型に就職。「なぜ閉鎖するのか理由の説明もなく、いきなりだったので不安になった」と振り返る。

行政縦割り 対応に課題



は残り、厚労省は経営改善計画を提出させるなどしてきたが、状況はあまり変わらなかった。そこで、今年4月の報酬改定では事業の収益で障害者の賃金を支払えない場合は、報酬を大幅に引き下げた。経営が成り立たなくなった事業所が閉鎖に追い込まれている形だ。共同通信の調査では、自治体の4割が閉鎖について報酬改定の影響が「ある」と思っている。1割強は閉鎖が「さらに増える」と思っている。閉鎖しているところも経営が厳しくなると余裕がないため、A型を利用したくてもできない「A型難民」が出ている。事業者からはそんな声も聞かれました。

「問題例なし」

障害者総合支援法は、障害福祉の事業者に対し、閉鎖の際は利用者がサービスを継続的に受けられるよう調整することを責務と定めている。障害者団体などによると、閉鎖したA型の中には、対応が不十分だったケースが複数あるとみられるが、共同通信の調査に「問題例があった」とする自治体は一つもなかった。厚労省は自治体に対し、閉鎖の届け出があった場合は利用者のリストなどを提出させるよう求めている。ただ、一部の自治体は提出させておらず、事業所から話を聞くだけで済ませている。A型はほかの障害福祉サービスと違い、利用者が運営事業者と雇用契約を結ぶのが特徴。行政の所管も福祉と労働にまたがる。解雇された人はハローワークなどに相談に行く例が多いとみられ、利用者側の話は自治体に入りにくい。厚労省は「ハローワークが自治体と連携し、希望に応じてきめ細かく再就職を支援する」としているが、情報共有が十分されていないと言えない状況だ。